

会津坂下町立坂下南小学校 『いじめ防止基本方針』

平成26年3月10日策定

令和7年3月1日改訂

1 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（福島県いじめ防止基本方針より）

（1）「いじめ」の認知判断

「いじめ」に当たるか否かの判断については、次の6点を踏まえることが大切である。

- ① いじめられた児童の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように務めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第2条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- ⑥ 教員の指導によらずして当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第2条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

（2）「いじめ」の認知の注意点

- ① 「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- ② 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。
- ③ 「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ⑤ けんかななどを除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

(3) 「いじめ」の基本理念

すべての児童及び教職員・保護者が、「いじめはどの児童にも、どのクラスでも、どの学校でも起こり得る。」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を、以下の基本理念の基に定める。

- ① 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験するものである。
- ② 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ③ 学級や課外活動などの所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されないようにする。
- ④ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- ⑤ 特に配慮が必要な児童として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - (ア) 発達障害を含む、障がいのある児童
 - (イ) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - (ウ) 性同一障害や性的指向・性自認に係る児童
 - (エ) 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

2 いじめ防止等の対策のための取り組み

(1) いじめ防止のための取り組み

- ① 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促す。
- ② 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いに人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ③ いじめの背景にあるストレスなどの要因にも着目し、全ての児童が自己有用感や充実感を感じ、安心して学ぶことができる教育環境づくりに努める。
- ④ インターネットによるいじめについての啓発・指導を計画的に行う。
- ⑤ 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑥ 児童がいじめを訴えやすい学級や学校の雰囲気作りに努めるとともに、公的な相談機関、相談窓口の周知徹底、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを効果的に活用する。
- ⑦ PTA 総会や保護者全体会、学校だよりや学年通信などを通して、保護者への協力を依頼する。

(2) いじめ早期発見のための措置

- ① 学校生活アンケート（6月、10月）
- ② Q-U アンケート（5月、10月）
- ③ 教職員対象の Q-U 研修会（6月、11月）
- ④ 子どもと担任の教育相談（6月、11月）
- ⑤ 保護者と担任の個別懇談（12月）
- ⑥ 学校評価アンケート（7月、12月）
- ⑦ ノートの点検や日常の学校生活の観察

3 いじめ防止等の対策のための組織

生徒指導安全委員会（いじめ・不登校対策委員会）をこれにあてる。（月1回程度）

（1）構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、通級指導担当

※ 緊急開催の場合は、当該児童が在籍する学級担任も参加する。

※ 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家などに参加を求め、適切に対応する。

（2）役割内容

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行・評価・改善の中核としての役割
- ② いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑤ いじめの重大事態の調査を学校全体で行う場合の調査組織の母体の役割

4 いじめに対する措置

（1）学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合

- ① 速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- ② 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間で情報の共有を徹底する。

（2）いじめの加害児童に対して

- ① 当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ② 加害児童への対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ③ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ④ いじめが解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
 - (i) いじめに係る行為がやんでいること
(被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)
 - (ii) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 「生命・心身・財産重大事態」

いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
(法第28条第1項第1号)

- (i) 児童が自殺を企てた場合
- (ii) 身体に重大な障害を負った場合
- (iii) 金品などに重大な被害を被った場合
- (iv) 精神性の疾患を発症した場合 など

② 「不登校重大事態」

いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い(同第2号)
相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③ 「申立てによる重大事態」

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申立てがあった場合

(2) 重大事案発生時の対応

- ① 教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を受け対応する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、学校としての説明責任を果たす。

(3) 重大事態に至る要因となったいじめ行為の調査の実施

- ① いつ(いつ頃から)
- ② 誰から行われ
- ③ どのような態様であったか
- ④ いじめを生んだ背景事情
- ⑤ 児童の人間関係にどのような問題があったか
- ⑥ 学校・教職員がどのように対応したか など

6 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

(1) 生徒指導の4層の支援構造

① 発達支持的生徒指導

児童が、「多様性を認め、他者を尊重し、互いに理解しよう努め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

- (i) 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
- (ii) 児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- (iii) 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- (iv) 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

② 課題未然防止教育

道徳科や学級活動などにおける児童主体のいじめ防止の取組の実施

(i) いじめる心理から考える未然防止教育の取組

- (ア) 心理的ストレス
(過度のストレスを集団的の弱い者を攻撃することで解消しようとする。)
- (イ) 集団的の異質な者への嫌悪感情
(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。)
- (ウ) ねたみや嫉妬感情
- (エ) 遊び感覚やふざけ意識
- (オ) 金銭などを得たいという意識
- (カ) 被害者となることへの回避感情

(ii) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

- (ア) いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組
- (イ) 学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組

(iii) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

- (ア) 発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深める。
- (イ) 司法機関や法律の専門家から、法律の意味や役割について学ぶ機会を持ち、市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける。

③ 課題早期発見対応

いじめの予兆の発見と迅速な対応（日々の健康観察、アンケート調査、面談などによる気づきと被害児童の安全確保など）

(i) いじめに気付くための組織的な取組

- (ア) アンケート調査・・・速やかに内容の確認、複数の教員によるダブルチェック
- (イ) 本人からの訴え
- (ウ) 当該保護者からの訴え
- (エ) 担任による発見

(ii) いじめの対応の原則の共通理解

(ア) いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア

<留意点>

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- ・いじめに立ち向かう支援者として、「必ず守る」という決意を伝えること
- ・大人の思い込みで児童の心情を勝手に受け止めないこと
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

(イ) 被害者のニーズの確認

- ・安心な居場所の確保
- ・いじめる児童や学級全体への指導に関する具体的な支援案の提示

(ウ) いじめ加害者と被害者の関係修復

- ・加害者の保護者にも協力を要請
- ・指導の事前及び対応の過程での被害児童及び保護者へ同意の確認
- ・加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けての働きかけ
- ・「いじめの行為は絶対に認められない。」という毅然とした態度
- ・加害者の成長支援という視点に立ったアセスメントと指導・援助

(エ) いじめの解消

- ・本人や保護者への面談などを通して、継続的にいじめの解消を確認
- ・いじめの解消状態でも、卒業するまでは日常的に注意深く見守りの継続

④ 困難課題対応的生徒指導

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助

(いじめ防止対策組織による被害児童のケア、加害児童への生徒指導、関係修復など)

(i) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを交えたケース会議での適切なアセスメントの実施

<ケース会議の留意点>

- (ア) アセスメント(いじめの背景にある人間関係、被害児童の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童の抱える課題など)を実施する。
- (イ) アセスメントに基づいた被害児童への援助方針、加害児童への指導方針、周囲の児童への働きかけの方針についてのプランニングを実施する。
- (ウ) 被害児童及び保護者に対して、確認された事実、指導、援助方針などについて説明し、同意を得る。
- (エ) 指導・援助プランを実施する。
- (オ) モニタリング(3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童及び保護者への経過報告と心理状態の把握など)を実施する。

(ii) 関係機関などとの連携体制

問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関などとの密接な連携を図る。

(iii) いじめの認知後の対応

- (ア) 教育委員会などへの報告
- (イ) 情報の整理と管理
- (ウ) ケース会議などの記録の作成と保管